

福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル説明会における質問&回答

Q 1 : 風除室内で方向転換する計画の場合、適合しないのか？

A 1 : 不適合になりません。

Q 2 : P59 階段 整備基準二

踏面と蹴上げとの色の明度、色相、彩度の差が大きいことについて。既存のある美術館の階段タイルが同色で作ってあり危険に感じたので指摘したら、改善されましたが設計者の同意がとりにくく、中途半端な状況（差が小さい）になった。

デザインとのかね合いの問題をどうするのか？と思いました。差が大きいことの表現はあいまい過ぎるのではないかと？

A 2 : 「差が大きいこと」については、バリアフリー法（旧ハートビル法）と同様の表現としており、これまでと特段取扱を変えるものではなく、数値などの基準を定める予定はありません。

高齢者、障害者等にとって利用しやすい施設に整備していただくために、建築主、設計者等に働きかけていくことが重要であると考えています。

Q 3 : 駐車場の車止め（コンクリートやプラスチック）について検討すべきではないか。

夜間等、歩行者にとって非常に危険（バリアー）。何らかの基準が必要では？

A 3 : 国土交通省が策定した移動円滑化整備ガイドラインによると、自動車駐車場における通路は、自動車交通からの安全性を確保するため、駐車施設・車路と車止めを設けること等により、分離した構造とすることが望ましいとされています。

新たに基準を定める予定はありませんが、障害のある人にとっても、障害のない人にとっても、通行の支障とならないよう配慮する必要があると考えています。

Q 4 : 手すりの形状について、使用基準はありませんか？

A 4 : 手すり形状についての基準はありませんが、P171 の技術的資料を参考に整備してください。

Q 5 : オストメイト対応便房について、多目的便所（オストメイト対応）を設置した場合であっても別に通常の便房にも設ける必要があるのか。例としては下図のイメージです。

※多目的便所・オストメイト対応あり。

男性用	多目的	女性用

※男性用、女性用便所・オストメイト対応なし

A 5 : 一般便所又は車椅子使用者用便所（多目的便所）のいずれかに、オストメイト対応水洗器具を設けた便房を1以上設ける必要があります。

一度に大勢の利用が見込まれるなど、施設用途により複数のオストメイト対応便房を設けることが望まれる場合があります。個別具体の計画につきましては、所管行政庁にご相談ください。